

入札参加停止業者一覧表

令和7年5月26日現在

| No. | 業 者 名                            | 入札参加停止期間 |           |             | 入 札 参 加 停 止 理 由                                                                                                                                                                                         |
|-----|----------------------------------|----------|-----------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 株式会社ソウケン設計                       | 6か月間     | 令和7年1月6日  | ～ 令和7年7月5日  | 埼玉県越生町の社会福祉法人が計画していた特別養護老人ホームの建設工事をめぐり、賄賂の授受があったとして、令和6年12月3日、同法人理事長が社会福祉法違反（収賄）容疑で逮捕された事件で、同ホームの設計、工事を監理する業務の随意契約を受注できるよう理事長に依頼し、その見返りに理事長へ現金を送ったとして、当該業者社長が同法違反（贈賄）の疑いで逮捕されたため。                       |
| 2   | 新明和工業株式会社 産機システム事業部 環境システム本部 営業部 | 4か月間     | 令和7年4月7日  | ～ 令和7年8月6日  | 機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。                                                                         |
| 3   | 新明和工業株式会社 特装車事業部 営業本部 関東支店       | 4か月間     | 令和7年4月7日  | ～ 令和7年8月6日  | 機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。                                                                         |
| 4   | 新明和工業株式会社 流体事業部 営業本部 関東支店        | 4か月間     | 令和7年4月7日  | ～ 令和7年8月6日  | 機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。                                                                         |
| 5   | 日興サービス株式会社                       | 2か月間     | 令和7年5月20日 | ～ 令和7年7月19日 | 令和6年2月27日、同社本社工場長は、同社所在の同工場の労働者の安全管理等を行うべきところ、必要な措置を講じなかったことにより、同社本社工場内において、同社社員の操縦するフォークリフトが横転し、当該社員が同フォークリフトに下敷きになり、死亡する事故が発生した。この事故につき、令和7年2月25日、当該業者が労働安全衛生法違反によりさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したため。 |
| 6   | 丸和工業株式会社                         | 1か月間     | 令和7年5月26日 | ～ 令和7年6月25日 | 令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。この件につき、同社及び同社使用人は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したため。                              |